

「地方における途切れない支援の提供体制の強化」に関する検討

テーマ

犯罪被害者等施策の一層の推進について（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）（抄）

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXの活用についても検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

今後の予定

- 1～2か月に1回の頻度で検討会を開催予定
- 令和6年5月中までに取りまとめを行うことを想定

犯罪被害者等施策の一層の推進のための提言（抜粋）

令和5年4月25日
自由民主党政務調査会
司法制度調査会

犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT

第3 具体的施策

3 司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策は、基本法制定以降、犯罪被害者等施策推進会議（推進会議）のもと、四次にわたり策定された犯罪被害者等基本計画に基づき、政府一体となって推進されてきたほか、全地方公共団体に総合的対応窓口が設置され、その窓口機能の充実とともに関係機関・団体等相互の連携・協力が図られてきたところである。しかし、これまで述べてきたとおり、犯罪被害者等は、今なお多くの困難を抱えており、様々な御意見・御要望が寄せられている。

特に、突然犯罪被害に遭い、多くの困難に直面することとなる犯罪被害者等が、利用可能な制度を自ら調べ、対応する機関の窓口へ足を運び、その都度状況を説明の上、申請等の手続を進めることは、過大な負担となるほか、ともすると関係機関間でたらい回しとなるなどにより、二次的被害に遭うおそれも否めない。

このような状況に鑑みれば、国・地方の各レベルにおいて、犯罪被害者等が、一元的に各種支援にアクセスでき、被害後の各段階に応じ、途切れなく必要な支援を受けられるようにするための基盤整備が不可欠である。

そのため、国においては、犯罪被害者等施策を総合的に調整・統括する司令塔機能を強化することが不可欠であり、支援の現場となる地方においては、地方公共団体・関係機関等相互の連携・協力のもと、ワンストップ型で途切れなく支援を提供できる体制を整備することが重要である。

また、犯罪被害者等施策を進めるに当たっては、犯罪被害者等の負担の軽減に向け、DXを積極的に推進していくべきである。

そして、このような体制のもと、犯罪被害者等のための制度等をより一層拡充していくべきである。

(1) 国における司令塔機能の強化（省略）

(2) 地方における途切れのない支援の提供体制の強化

支援の現場である地方においては、地方公共団体が設置した総合的対応窓口や民間の被害者支援センター等が存在する。

しかし、犯罪被害者等からは、こうした機関が多様な支援の全容を把握できていない場合もある、それ故に必要な支援に一元的にアクセスできず、適時適切に支援を享受できないばかりか、精神的・肉体的に消耗する場合がある、これら機関の機能には、地方公共団体ごとに格差が認められる（※）など、これら機関が犯罪被害者等のニーズに十分には応えられていない現状についての声が届いている。

こうした現状を改善すべく、国、広域自治体である都道府県、基礎自治体である市区町村は、以下のとおり、それぞれの適切な役割分担のもと、地域の実情に応じた形で積極的な対応を行う必要がある。

(※) 政府においては、犯罪被害者等への生活支援を効果的に行うため、地方公共団体に対し、社会福祉士や公認心理師等の専門職の活用を働き掛けているところ、総合的対応窓口等に専門職を配置している団体は、いまだ47都道府県中13、20政令指定都市中7、1721市区町村中95（令和4年4月現在）にとどまっている。

a 国による地方公共団体の体制強化の促進

政府においては、地方公共団体が設置した総合的対応窓口や民間の被害者支援センター等の職員が、地域格差なく、犯罪被害者等施策について必要な知見を習得できるよう、協議会や研修を開催すべきである。また、少なくとも各都道府県単位でワンストップサービスが確立するよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップセンター」の例も参考にして、コーディネーターの配置も含め、人材面・財政面における地方公共団体に対する支援を積極的に行うべきである。これに当たっては、地域の実情に応じ、例えば、民間への委託事業の形式をとる、あるいは、総合的対応窓口と民間の被害者支援センター間の人材やノウハウの共有を図るなどといった取組みも積極的に促進すべきである。更に、専門職の活用、総合的対応窓口と関係機関等との連携・協力の一層の充実等、地方公共団体における支援体制の強化を要請すべきである。

b 都道府県における取組みの促進

前記のとおり、少なくとも都道府県単位においては、ワンストップサービスの確立が求められる。また、都道府県、警察、民間の被害者支援センター等が相互に緊密に連携し、具体的な被害発生時には体制の不十分な市区町村に対して必要な人員を派遣するなど、各都道府県内全域を視野に入れた調整やマネジメントを行うことが期待されている。

かかる観点から、都道府県に対しては、国による支援も受けつつ、地域の実情に応じた形でワンストップサービスの確立やその窓口機能の充実を求めるとともに、域内における必要な調整やマネジメントを行うことのできる体制の強化を求める。

c 市区町村における取組みの促進

市区町村は、犯罪被害者等にとって最も身近な基礎自治体として、社会保障等の多岐にわたる行政サービスを提供する主体であり、犯罪被害者等が必要な支援を途切れなく受けるに当たり、その役割は極めて重要である。

そこで、市区町村に対しては、国や地方公共団体に設置されたワンストップサービス提供機関等との適切な連携のもと、犯罪被害者等が享受できる支援が見逃されることなく適時適切に提供される体制構築を求める。

(3) DX（デジタルトランスフォーメーション）推進

政府においては、デジタル社会の実現に向け、行政サービスのデジタル化や医療等の準公共分野のデジタル化など、先進技術を活用した各種施策が検討されているところ、かかる政府全体のDX施策の動向を注視しつつ、例えば、犯罪被害給付制度の裁定申請等をオンラインで受け付けることができるようにする。

また、政府が取り組む孤独・孤立対策にみられる、継続的・一元的に情報発信を行うポータルサイトの開設等の施策と連携するほか、同対策で進められている各種施策を参考に、犯罪被害者等が効率的かつ円滑に支援を受けることができるような方策を検討していくべきである。